

## 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定にあたっての課題と視点

高齢化の進行に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能としていくためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、地域の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた重点事項への取組

国が定める基本指針では、地域包括ケアシステムを構築するため、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、以下の5項目を重点事項としており、これらを地域の実情に応じて取り組む必要があります。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援・介護予防サービスの充実
- 地域ケア会議の推進
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

## (2) 介護保険制度等の改正への対応

地域包括ケアシステムを強化するため、平成 29 年 6 月に介護保険法や医療法等の関係法律が一部改正されました。

介護保険制度では大きく以下の 5 項目について見直しが行われ、平成 29 年以降順次施行されます。

### ①保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

#### 【平成 30 年 4 月施行】

高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者である市町村が地域の課題を分析して、高齢者が有する能力に応じた自立した生活を送ることができるよう取組を進めることが求められており、以下の 3 項目が、法律により制度化されたことから、本市では、保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組む必要があります。

- データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標を計画に記載）
- 適切な指標による実績評価
- 財政的インセンティブの付与

### ②新たな介護保険施設（介護医療院）の創設【平成 30 年 4 月施行】

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、新たに介護医療院が創設されました。

この介護医療院については、平成 36 年 3 月に廃止となる介護療養型医療施設や医療療養病床を持つ医療機関などからの転換の意向を踏まえる必要があります。

### ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進【平成 30 年 4 月施行】

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念として、支援を必要とする世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題に対し、住民や福祉関係者による把握、および関係機関との連携等による解決が図られることを目指すため、住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、分野を超えて地域生活課題に総合的に相談に応じ関係機関と連絡調整等を行う体制や、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制づくりに努めることとされ、また、高齢者と障がい者、障がい児が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけることとされました。

**④所得の高い者の利用者負担の見直し【平成30年8月施行】**

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図るため、一定以上の所得がある者の利用者負担を2割としていましたが、特に所得の高い者の利用者負担を3割とすることとされました。

**⑤被用者保険等保険者の介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定方法の見直し【平成29年7月施行】**

第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、被用者保険等保険者が加入者数に応じて負担していましたが、被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた額とすることとされました。

## 2 計画の基本理念と基本方針

人生 80 年時代を迎え、21 世紀の本格的な高齢社会における市の目指すべきまちの姿を掲げ、その実現に向かって、市と市民が一体となって取り組む姿勢を明らかにすることにより、市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、本市では、平成 6 年 12 月 10 日に「いきいき長寿都市」を宣言しました。

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会を築いていくことを目指すこの宣言の趣旨は、本市の高齢化率が 30%を上回り、90 歳以上の高齢者が 5 千人を超え長寿高齢化が進んだ現在においても、市民共通のテーマです。

したがって、この宣言の趣旨を本計画の基本理念とします。

### 基本理念

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題と視点を踏まえ、以下の 3 つの基本方針を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

### 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等を推進し、思いやりにあふれ、安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

### 基本方針Ⅱ 自立した生活を送ることができる環境の整備

高齢者が生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、生活環境等の整備を進めます。

### 基本方針Ⅲ 安定した介護保険制度の構築

質の高い介護保険サービスを適切かつ公平公正に受けられるよう、サービス提供基盤の充実と適正な運営の確保を図ります。

## いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのまちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。

(意義・目標)

現代社会を、その英知や努力によって築き上げてきた高齢者に感謝し、先輩市民として敬う、人間性豊かなまちに。

- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。

(意義・目標)

高齢者が長年培った知識や技術を生かし、主体的に社会参加し気軽に活動できる活力あるまちに。

- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。

(意義・目標)

家族や隣人が互いに助け合い、高齢者の介護や健康管理を行い行政も含め地域ぐるみで支え合う思いやりあふれるまちに。

- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

いつでも、どこでも、だれでも必要とする保健、医療、福祉などのサービスを活用し、いつまでも健康で安心して暮らせるまちに。

- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(意義・目標)

だれもが自由に出歩き、等しく憩い、集い合うことができるように居住・生活環境が整備されやさしさの行き届いたまちに。